

設甲の1

設 計 書 用 紙

第 号

令和7年度

事 業 名

県単独農業農村整備事業

上野地区安全施設設置工事 請負 設計書

課 長

係 長

設 計

精 算（副主務）

設 甲 の 2

			設 計 書 用 紙
工 事 名	県 単 独 農 業 農 村 整 備 事 業 上 野 地 区 安 全 施 設 設 置 工 事	施 工 箇 所	入 善 町 上 野 地 内
路 線 名 等	農 道 上 青 33 号 線	種 別	補 助 (一 国 ・ 県) ・ 一 町 一 単
工 事 概 要	○ 施 工 延 長 L=92.00 m ・ ガ ー ド レ ー ル (G r - C - 4 E) L=92.00 m ・ そ の 他 一 式		
予 定 工 期			
予 算 科 目			
設 計 金 額 ¥ 円 (請 負 工 事) 消 費 税 相 当 額 含 む			
内 訳			

県単独農業農村整備事業

上野地区安全施設設置工事 特別仕様書

第1章 総 則

この特別仕様書は、富山県農林水産部制定「土木工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）第1－1条第2項の規定により、当該工事に必要な事項を定めるものとする。

第2章 工事内容

1. 目 的 この工事は、上野地区において農業農村整備事業の一環として行う安全施設設置工事である。
2. 工事場所 富山県下新川郡入善町 上野 地内
3. 工事概要 この工事の概要は次のとおりである。

施工延長	L = 92.00m
安全施設工	1式
その他	1式

第3章 施工計画等

1. 契約締結後、速やかに共通仕様書第1－5条の規定による施工計画書を提出し、監督員の承諾を得なければならない。
2. 段階確認、中間検査については「農林水産部土木工事施工管理基準」を参考に、
 - ①請負者が自主的に管理する事項
 - ②監督員が確認を申し出る事項
 - ③中間検査を申し出る事項の別を施工計画書に時系列で記載することとする。

第4章 安全管理

工事期間中は、安全管理要員等を配置し、工事区域内全般の巡視・点検・連絡調整等を行い安全確保に努めなくてはならない。

第5章 安全教育・訓練の実施

1. 労働安全衛生法等に基づき行う日々の安全教育のほか、すべての作業員を対象に、工事現場に即した安全教育・訓練等を、「安全教育・訓練等の実施要領」により月当たり半日以上の頻度で実施するものとする。
2. 実施項目について、共通仕様書第1－5条施工計画書の記載事項として「(4)安全管理」に含め、「安全教育・訓練等の実施要領」の様式－1により工事の内容に即した安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。
3. 安全・訓練等の実施については、「安全教育・訓練等の実施要領」の様式－2により安全教育・訓練等の実施毎に記録写真等を撮影し、監督員及び検査員の請求が合った場合は直ちに提示しなければならない。

第6章 現場条件

本工事の施工については、通常の施工法によるものとするが、万一公害が生じ、または生じる恐れがある場合は、監督員と協議するものとする。

第7章 工事用地等

1. 発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち監督員立会いの上、用地境界使用条件等の確認を行わなければならない。
2. 用地の返還に当たっては、請負者は使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知しその確認を受けなければならない。

第8章 使用願いの提出

工事材料は、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を監督員に提出し、承諾を受けなければならない。

第9章 地場産品の優先使用

この工事に使用する工事材料等は、品質が所定の水準以上であり、かつ、価格が適正である場合は、県内地場産品を優先使用するものとする。

第10章 アスファルト混合物

1. 請負者は、本工事のアスファルト混合物は再生材入りアスファルト混合物を使用するものとする。
2. 請負者は、上記により難しいときは監督員と協議して再生材の混入しないアスファルト混合物（バージン材）を使用してもよい。

第11章 鉄筋コンクリート用棒鋼

1. JIS製品を使用する場合、一径棒鋼使用量が5 t以上の場合、ミルシートによる品質の確認のほか、信頼できる試験機関が実施した引張試験及び曲げ試験により再確認しなければならない。
なお、5 t未満の場合は、原則としてミルシートによる確認のみとする。
2. JIS製品以外のものを使用する場合、ミルシートによる監督員の事前審査が必要のほか「JIS製品と同等以上の品質を有するもの」の保証として、信頼できる試験機関が実施した引張試験及び曲げ試験により確認しなければならない。なお、この試験成績書が添付されていない製品を使用する場合は、信頼できる試験機関に引張試験及び曲げ試験を依頼し、JIS製品と同等以上の品質を有することを確認のうえ使用しなければならない。

第12章 コンクリート配合

使用目的別の配合諸元は次表のとおりとする

番号	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	W/C (%)	C (kg/m ³)	セメントの 種類	使用目的
1							
2							
3							

第13章 生コンクリートの水セメント比

コンクリートの水セメント比は、第12章 コンクリート配合を遵守すること。指定した呼び強度に対して水セメント比が確保できない場合は、上位規格を用いるものとする。

第14章 施工

1. 水準点は、平面図に示すBMを使用しなければならない。
なお、使用にあたっては共通仕様書第1－38条の規定により必要な対策を行うものとする。
2. 検測又は確認
次の工種について、監督員の検測、確認を受けなければならない。

工 種	作 業 段 階	備 考
路盤工	表層打設の前	適時
その他不可視部	埋戻し等の前	適時

3. 立会い
次の工種については、監督員の立会いを受けなければならない。

丁張工等	施工前及び設計図書と疑義が生じた場合

第15章 施工管理

1. 主任技術者 この工事の主任技術者または管理技術者は1級もしくは2級建設機械施工、1級もしくは2級土木施工管理技士、または技術士に合格したものとする。
2. 管理基準 富山県農林水産部土木工事施工管理基準によるものとする。

第16章 工事周辺地域住民への協力

工事施工に際し、周辺地域住民の通行、農作業に対して十分な協力を行うものとし、トラブルの生じないようにすること。

第17章 下請関係の適正化

この工事を下請に付す場合は、「建設工事の下請関係の適正化に関する留意事項」を遵守すること。

第18章 産業廃棄物の適正処分

本工事から発生する産業廃棄物の処分は、その費用も含め元請業者自らの責任において適正に処理しなければならない。

第19章 施工機械

1. 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械使用要領に基づき国土交通省（旧建設省）で指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等にみなすものとする。

機 種	備 考
● バックホウ ● トラクタショベル（車輪式） ● ブルドーザー ● 発動発電機（可搬式） ● 空気圧縮機（可搬式） ● 油圧ユニット類 以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載するもの。 ：油圧ハンマ・パイプロハンマ・油圧式鋼管圧入引抜機・油圧式杭圧入引抜機・アースオーガ・オールケーシング掘削機・リバースサーキュレーションドリル・アースドリル・地下連続壁施工機・全回転型オールケーシング掘削機	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5KW以上260KW以下）を搭載した建設機械を対象とする。
● ローラ類 〔ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ〕	
● ラフテレーンクレーン	

2. 排出ガス対策型建設機械を使用する場合は、施工計画書（共通仕様書1-1-5施工計画書(5)指定機械）の中で、①機種、②メーカー名、③型式、④台数等を記載するものとする。

また、「指定ラベル」が確認出来る工事写真を提出するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用しない場合は、設計変更の対象とする。ただし、機械損料に差額のない機種についてはこの限りでない。

第20章 建設発生土

本工事から発生する残土及び表土残土については指定処分とし、運搬場所については監督員と協議すること。

第21章 建設リサイクル法の対象建設工事

1. 本工事は、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（以下建設リサイクル法という）の対象建設工事であり、特定建設資材について分別解体等及び再資源化等を実施するものとする。

2. 請負者は、建設リサイクル法第12条に基づき、施工計画書に以下の内容を明記し、監督員へ説明するものとする。

- ・解体工事である場合は、解体する建築物等の構造
- ・新築工事等である場合は、使用する特定建設資材の種類
- ・工事着手の時期及び工程の概要
- ・分別解体等の計画
- ・解体工事である場合は、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

3. 本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	(1) 仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	(2) 土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	(3) 基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	(4) 本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	(5) 本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	(6) その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

(2) 再資源化等をする特定建設資材廃棄物の種類及び再資源化施設の場所

特定建設資材廃棄物の種類	再資源化施設の場所	運搬距離
アスファルト塊		
コンクリート塊		
建設発生木材		

※上記(2)については積算上の明示条件であり、再資源化施設を指定するものではない。

なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、施設の受入が困難な場合等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

- 請負者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督員に報告する。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（富山県土木部）（平成14年6月）に定めた様式1[再生資源利用計画書（実施書）]及び様式2[再生資源利用促進計画書（実施書）]を兼ねるものとする。
 - ・再資源化が完了した年月日
 - ・再資源化をした施設の名称及び所在地
 - ・再資源化に要した費用
- 請負者は、再資源化施設において適正に処分されていることが確認できる書類（マニフェスト等）を監督員に提示するとともに、運搬、処理を委託する場合は、産業廃棄物処理業者との委託契約書を監督員に提示するものとする。

第22章 再生材の利用（基礎砕石及び裏込材等）

次表の基礎砕石及び裏込材には再生砕石を使用するものとする。品質については、「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」に基づくものとする。

なお、再生砕石の入手が困難な場合は、監督員と協議のうえ砕石（新材）に変更できるものとする。

工 種	品 質	使 用 箇 所
基礎砕石	RC-40	安全施設工

第23章 再生材の利用（下層路盤材）

下層路盤材には再生砕石を使用するものとする。品質については、「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」に基づくものとする。ただし、修正CBRは30%以上とする。

なお、再生砕石の入手が困難な場合は、監督員と協議のうえ、新材に変更できるものとする。

第24条 工事書類の簡素化の試行について

- 本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。
- 試行は、工事書類の簡素化試行要領（案）（令和7年4月富山県農林水産部）に基づき、実施するものとする。
- これらに定められていない場合は監督員と協議するものとする。

第24章 週休2日工事（発注者指定型）

1. 本工事は、週休2日工事であり、週休2日に取り組むこととする。
2. 工事の実施にあたっては、富山県『富山県農林水産部所管建設工事に係る「週休2日工事」試行要領』中「4-1【発注者指定型】」に準拠するものとする。ただし、「(4)工事成績評定」は適用しない。

第25条 1日未満で完了する作業に積算

- 1 「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適応する。
- 2 受注者は、施工パッケージ型積算と実際の施工にかかった費用に乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種の作業との組合せで1日以上作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料として日報（施工内容・施工数量・作業時間を記入したもの）と実際の費用がわかる資料等を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 5 受注者の責によらず、交通等の制約により日々の作業量が制約される場合、別途考慮できるものとする。

第25章 その他

その他、定めがない事項について疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議するものとする。

施工延長 L=92.00m

[illegible]

総括情報表

頁0-0001

事務所 設計書名 変更回数	0001 入善町役場 実施設計書 当初 0			
適用単価 適用単価地区 単価適用年月日	1 実施単価 31 入善地区 0-07.05.15(0)			
諸経費体系	1 農地			
	当 世 代	前 世 代		
前払率 諸経費工種 電力区分（1） 電力区分（2） 豪雪地域補正 冬期労務補正 週休2日工事区分 施工地域区分 契約保証区分 消費税率（%）	40 22 道路改良工事 01 臨時低圧電力 10 他季1 01 補正なし 00 補正なし 12 月単位 12 補正無し 03 補正なし 10			

本工事費内訳表

頁0-0002

費目・工種・施工名称など		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費							X1000
道路改良工事							Y1122
構造物撤去工							Y212209
付帯施設工		1		式			Y212211 工種 第0001号表
		1		式			工種 第0002号表
直接工事費							
共通仮設費(積上げ分)							
共通仮設費 (率分)							
				式			
共通仮設費計							
純工事費							

入 善 町

本工事費内訳表

頁0-0003

費目・工種・施工名称など		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
現場管理費							
				式			
工事原価							
一般管理費等							
				式			
工事価格							
消費税・地方 消費税相当額							
				式			
請負対象工事費							
工事価格計							
消費税・地方 消費税相当額							
				式			
請負対象工事費計							

入 善 町

工 種 ・ 施 工 名 称 な ど	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
既設道路施設撤去工						Y31220902
防護柵撤去A						Y4122090203
ガードパイプ撤去工 土中建込 塗装・メッキ品G p－B p－2 E						SSN44 0 A=1, B=1, C=1 施工 第0-0001号表
	37	m				
ガードレール撤去 市場単価方式 土中建込み用B・C－4E						SSN13 0 A=1, B=1, C=1 施工 第0-0002号表
	47	m				
現場発生品・支柱品運搬 片道運搬距離 6.0km以下 1回当り平均積載質量 0.8t超1.1t以下 ：県土木SP1001						W0001
	2	回				
＊調整データ2＊						#0042
スクラップ売却（控除） 鉄くず 特急A（H1） ：県土木 T3435						W0001
	1.1	t				
＊＊単位当り＊＊						
	1	式				

工 種 ・ 施 工 名 称 な ど	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
作業土工						Y31221101
路肩保護工						Y4103120102
人力埋戻（機械併用） 粘性土・礫質土 機械投入+まき出し+コンパ I 土砂						S2501 0 A=11, B=4
	9.2	m3				施工 第0-0003号表
土砂等運搬[バックホ積込] 小規模 土砂(岩塊・玉石混り土含む)						SP2002 0 A=2, B=5, C=1, D=1, E=22
	9.2	m3				施工 第0-0006号表
客土母材（粘質土） 購入土：黒部市荒俣						W0001
	9.2	m3				
見積り 法面整形 盛土部 砂及び砂質土、粘性土 現場制約 有り						SP2027 0 A=1, B=1, C=1, D=1
	32.2	m ²				施工 第0-0007号表
安全施設工						Y31221102
ガードレール						Y4122110201
ガードレール設置 市場単価方式 土中建込 塗装品 C-4E						SSN12 0 A=2, B=2, C=1, D=1, E=1, F=1, G=1
	76	m				施工 第0-0008号表

工 種 明 細 表

工 種 ・ 施 工 名 称 な ど	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
ガードレール設置 市場単価方式 土中建込 塗装品 C-4E						SSN12 0 A=2, B=4, C=1, E=2, F=1, G=1
	16	m				施工 第0-0009号表
単位当り						
	1	式				

施 工 内 訳 表

[名 称] ガードパイプ撤去工					
[規格1] 土中建込 塗装・メッキ品G p - B p - 2 E			[規格2]		
名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ガードパイプ撤去 土中建込 塗装メッキ品 Gp-Bp-2E	1.00	m			TH534
＊ ＊単位当り＊ ＊	1	m			
A=1 土中建込 塗装・メッキ品G p - B p - 2 E C=1 昼間（標準）			B=1 時間的制約無		

施 工 内 訳 表

[名 称] ガードレール撤去					
[規格1] 市場単価方式					
[規格2] 土中建込み用B・C-4E					
名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ガードレール撤去工・土中建込用 A・B・C種 4E	1.00	m			TS352
＊＊単位当り＊＊	1	m			
A=1 土中建込み用B・C-4E C=1 無し			B=1 受けない		

S2501

施 工 内 訳 表

施工 第0-0003号表

頁0-0009

[名 称] 人力埋戻 (機械併用)						10	m3	当り
[規格1] 粘性土・礫質土 機械投入+まき出し+コンパ I			[規格2] 土砂					
名 称 ・ 規 格 な ど	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考		
埋戻 (人力) 粘性土・礫質土 振動コンパクタ (I)	10.00		m3			S0008	施工	第0-0004号表
						A=2, B=2, C=4		
積込 (ルーズ) [小規模] 土砂 小規模(標準)	10.00		m3			SP2007	施工	第0-0005号表
						A=1, B=4		
合計	10		m3					
単位当り	1		m3					
A=11 粘性土・礫質土 機械投入+まき出し+コンパ I				B=4 小規模 (標準)	(山積0.28m3級)			

S0008

施 工 内 訳 表

施工 第0-0004号表

頁0-0010

[名 称] 埋戻 (人力)		[規格1] 粘性土・礫質土		[規格2] 振動コンパクタ (I)		10	m3	当り
名 称 ・ 規 格 な ど	数	量	単 位	単	価	金 額	備	考
特殊作業員			人				R0001	
普通作業員			人				R0002	
諸雑費			%				#01	
合計	10		m3					
単位当り	1		m3					
A=2 埋戻 まき出し C=4 振動コンパクタ (I)				B=2	粘性土・礫質土			

施 工 内 訳 表

SP2007

施工 第0-0005号表

[名 称] 積込（ルーズ）[小規模]			1 m3 当り		
[規格1] 土砂			[規格2] 小規模(標準)		
機械構成比： 27.26%			標準単価： 1,068.6		
労務構成比： 61.70%			市場単価構成比： 0.00%		
材料構成比： 11.04%					
代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
バックホウ（クローラ型）標準型 山積0.28m3（平積0.2m3） 排出ガス対策型（第2次基準値）	27.26%		バックホウ		MHH107
特殊運転手	61.70%		運転手（特殊）		R0010
軽油 （パトロール給油）	11.04%		軽油 パトロール給油		T5106
積算単価			積算単価		EP001
A=1 土砂			B=4 小規模(標準)		

施 工 内 訳 表

SP2002

施工 第0-0006号表

[名 称] 土砂等運搬[バックホリ積込]			1 m3 当り		
[規格1] 小規模			[規格2] 土砂(岩塊・玉石混り土含む)		
機械構成比: 24.45%			標準単価: 2,826.3		
労務構成比: 63.42%			市場単価構成比: 0.00%		
材料構成比: 12.13%					
代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
ダンプトラック (オンロード・ディーゼル) 4 t 積級	24.45%		ダンプトラック		M0302
一般運転手	63.42%		運転手 (一般)		R0011
軽油 (パトロール給油)	12.13%		軽油 パトロール給油		T5106
積算単価			積算単価		EP001
A=2 小規模 C=1 土砂(岩塊・玉石混り土含む) E=22 10.0km以下			B=5 バックホリ山積0.28m3(平積0.2m3) D=1 DID区間 無し		

施 工 内 訳 表

SP2027

施工 第0-0007号表

頁0-0013

[名 称] 法面整形			1 m ² 当り		
[規格1] 盛土部 砂及び砂質土、粘性土			[規格2] 現場制約 有り		
機械構成比： 0.35%			標準単価： 1,484.9		
労務構成比： 99.17%			市場単価構成比： 0.00%		
材料構成比： 0.48%			標準単価： 1,484.9		
代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
タンパ及びランマ 質量 60～80kg	0.35%		タンパ及びランマ		M1750
普通作業員	69.23%		普通作業員		R0002
土木一般世話役	15.56%		土木一般世話役		R0047
特殊作業員	14.38%		特殊作業員		R0001
ガソリン レギュラー	0.48%		ガソリン レギュラー スタンド		T5101
積算単価			積算単価		EP001
A=1 盛土部 C=1 現場制約 有り			B=1 法面締固め 有り D=1 砂及び砂質土、粘性土		

入 善 町

SSN12

施工内訳表

施工 第0-0008号表

頁0-0014

[illegible]

入 善 町

SSN12

施工内訳表

施工 第0-0009号表

頁0-0015

[illegible]

入 善 町

機 労 材 集 計 表

頁0-0016

項番	単価 コード	集計 区分	単 価 値	数量累計	単 位	単 価 名 称	集 計 区 分 名 称
1	M0302	177			時間	ダンプトラック（オンロード・ディーゼル）	運搬機械損料
2	M1750	182			日	タンパ及びランマ	締固め機械損料
3	MHH107	176			時間	バックホウ（クローラ型）標準型	掘削積込機損料
4	R0001	150			人	特殊作業員	公共工事設計労務単価
5	R0002	150			人	普通作業員	公共工事設計労務単価
6	R0010	150			人	特殊運転手	公共工事設計労務単価
7	R0011	150			人	一般運転手	公共工事設計労務単価
8	R0047	150			人	土木一般世話役	公共工事設計労務単価
9	T5101	132			L	ガソリン	ガソリン
10	T5106	133			L	軽油	軽油
11	TH534	200		37	m	ガードパイプ撤去 土中建込 塗装メッキ品	その他・市場単価等
12	TS144	200		76	m	ガードレール 塗装・路側用	その他・市場単価等
13	TS144	200		16	m	ガードレール 塗装・路側用	その他・市場単価等
14	TS352	200		47	m	ガードレール撤去工・土中建込用	その他・市場単価等

構造物撤去工

数量計算書

既設道路施設撤去工

1.0 式 当たり

名 称	規 格 ・ 算 式	数 量	単位
防護柵撤去A			
ガードパイプ撤去 (土中建込)	図面より L= 36.50	= 36.500	36.50 m
ガードレール撤去 (土中建込)	図面より L= 7.00+16.00+24.00	= 47.000	47.00 m

付帯施設工

数量計算書

作業土工

1.0 式 当たり

名 称	規 格 ・ 算 式	数 量	単 位
路肩保護工			
路肩盛土	図面より $L = 32.00 + 16.00 + 44.00 = 92.0$	92.0	m
	路肩保護工 $V = 0.10 \times 92.00 = 9.2$	9.2	m ³
法面整形(盛土)	路肩保護工 L=92.00m 法長 l=0.35m $A = 92.00 \times 0.35 = 32.2$	32.2	m ²

付帯施設工

数量計算書

安全施設工

1.0 式 当たり

名 称	規 格・算 式	数 量	単位
ガードレール			
ガードレール設置 (土中建込)	図面より $L = 44.00 + (16.00 - 8.00) + (32.00 - 8.00)$	76.000	m
ガードレール設置 (土中建込:曲げ部)	$L = 8.00 + 8.00$	16.000	m